2015年農林業センサスの実施について

1　調査の目的

2015年農林業センサス（農林水産省所管の基幹統計調査）は，我が国の農林業の生産構造や就業構造，農山村地域の実態を明らかにするとともに，農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として，5年ごとに全国一斉に行う重要な調査です。

2　調査期日

平成27年２月１日現在

3　調査の体系

この調査は，農林業の経営状況等を把握するために個人，法人等を対象として実施する「農林業経営体調査」と，市区町村や農業集落を対象として実施する「農山村地域調査」の２つの調査で構成されております。

◎農林業経営体調査

⑴　調査のながれ

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査客体

⑵　調査方法

統計調査員が調査票を配布し，調査対象自らが調査票へ記入する方法

⑶　調査対象

農産物の生産を行っている，又は委託を受けて農林業作業を行っており，生産又は作業にかかる面積・頭数が一定規模以上である個人，法人組織などです。

⑷　調査事項

・経営体（農家・林家）数
・従事者数
・経営耕地面積
・保有山林面積
・農林産物の生産状況・販売金額
・家畜の飼養頭羽数
・作業委託面積
・農林業経営の取り組み（法人化，環境保全型農業，農業生産関連事業等）　他

⑸　調査期間

平成27年１月～２月

◎農山村地域調査

⑴　調査のながれ

㈠　市区町村調査

農林水産省－地域センター等－調査客体

㈡　農業集落調査

農林水産省－地域センター等－調査員－調査客体

⑵　調査方法

㈠　市区町村調査

地域センター等から調査票をオンライン又は郵送により配布し，調査対象自らが調査票へ記入する方法

㈡　農業集落調査

統計調査員が調査票を配布し，調査対象自らが調査票へ記入する方法

⑶　調査対象

全国の市区町村及び農業集落

⑷　調査事項

・総土地面積

・森林・林野面積

・農業集落の活動状況（寄り合い，地域資源の保全）　他

⑸　調査期間

平成27年４月から６月

4　2015年農林業センサスの主な変更点

⑴　調査項目の新設等

野菜類，果樹類の品目別の作付面積，農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合，常雇いの年齢別人数等を新たに把握します。

⑵　記入負担の軽減

調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため，オンラインによる報告を一部の地域において導入します。

⑶　農山村地域調査の調査期間の変更

農林業経営体調査と調査の時期が重ならないように，調査時期を平成27年４月から６月に変更します。

5　調査結果の公表

平成27年11月30日までに全国結果の概要について公表します。また，平成28年度にはその詳細について各種報告書を刊行します。

なお，公表結果は，都道府県，市区町村，又は各地方農政局，農林水産省ホームページなどでも知ることができます。

6　農林業センサスの調査結果から（茨城県の状況）

過去３回の調査の結果，茨城県の販売農家数は全国第１位，農家数は全国２位，経営耕地面積は全国第５位となっています（表１参照）。一方，平成２年以降の変化をみてみると農家数は減少傾向が続いており，農家のうち，販売農家の割合が減少する一方で，自給的農家の占める割合が増加しています（図１）。

表1　主要項目における本県の順位

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
農家数		128,020	114,748	103,221
（戸）	全国順位	2	2	2
販売農家数		103,239	84,845	70,884
（戸）	全国順位	1	1	1
経営耕地面積		141,221	128,285	123,900
（ha）	全国順位	3	3	5

図1

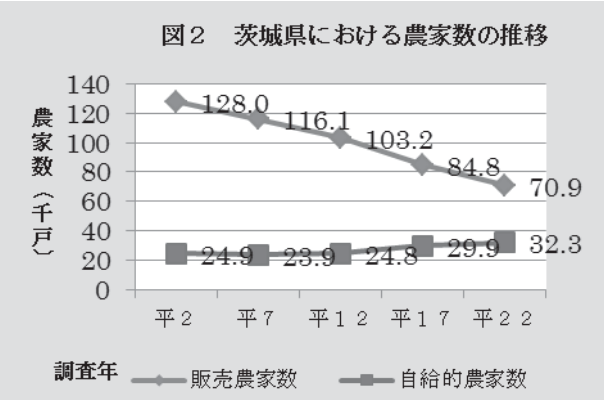

＜用語の定義＞

農林業経営体：経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前１年間の農産物販売金額が50万円以上等一定基準以上　の事業を行う個人（農家・林家）や団体（会社など）。

農家：経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は10アール未満であっても調査期日前１年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯。

販売農家：経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前１年間の農産物販売金額が50万円以上の農家。

自給的農家：総農家のうち30アール未満かつ調査期日前１年間の農産物販売金額が50万円未満の農家。

※自給的農家数＝総農家数－販売農家数

経営耕地面積：農林業経営体（又は農家）が経営している耕地（田、畑、樹園地の計）の面積。

※経営耕地面積＝所有地＋借入地－貸付地－耕作放棄地）